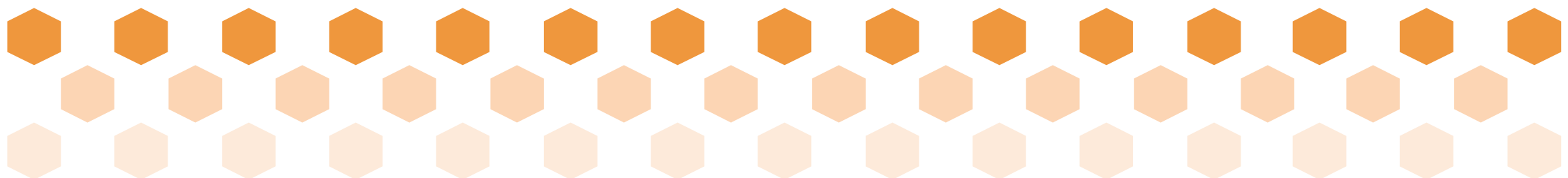


食品循環資源の再生利用等の促進に関する 法律の施行状況



令和4年9月

農林水産省・環境省

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 及び現行基本方針

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の概要

（平成12年制定〔平成19年改正〕）

○目的

- 食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物等について、①発生抑制と減量化、②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用

○主務大臣による基本方針の策定

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・ 再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・ 個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・ 発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・ 「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・ 「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
 - ・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）＜参照条文＞

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜粋）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号） 抜粋

（基本方針）

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

○食品リサイクル法に基づく基本方針の概要（令和元年7月公表）

1. 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制を優先的に取り組んだ上で、再生利用等を実施。
- ・ 食品循環資源の再生利用手法の優先順位は、飼料化、肥料化、きのこ菌床への活用、その他の順。

2. 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

【再生利用等実施率目標】

	(旧目標：2019年度まで)		(現目標：2024年度まで)
食品製造業	95%		95%
食品卸売業	70%		75%
食品小売業	55%		60%
外食産業	50%		50%

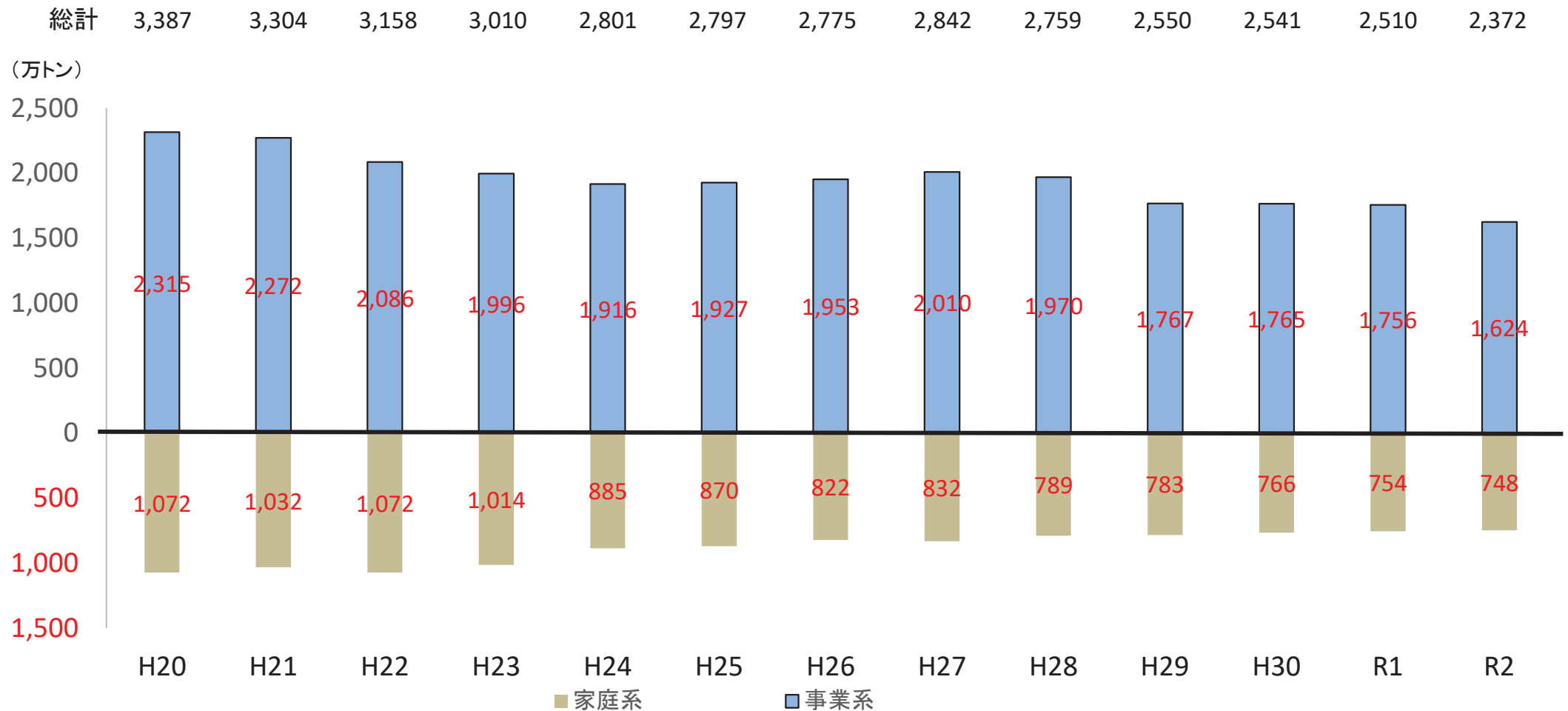
3. 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

- ・ 食品関連事業者の取組の促進
- ・ 官民を挙げた食品ロスの削減
- ・ 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進
- ・ 再生利用事業計画認定制度等の推進
- ・ 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進 等

2. 食品廃棄物等の発生状況及び発生抑制の 取組（食品ロスの削減を含む）

○食品廃棄物等の発生状況の推移

✓ 食品廃棄物等の総量は、平成20年度から2割以上削減されているが、近年は横ばい傾向。



注 事業系は農林水産省、家庭系は環境省がそれぞれ推計

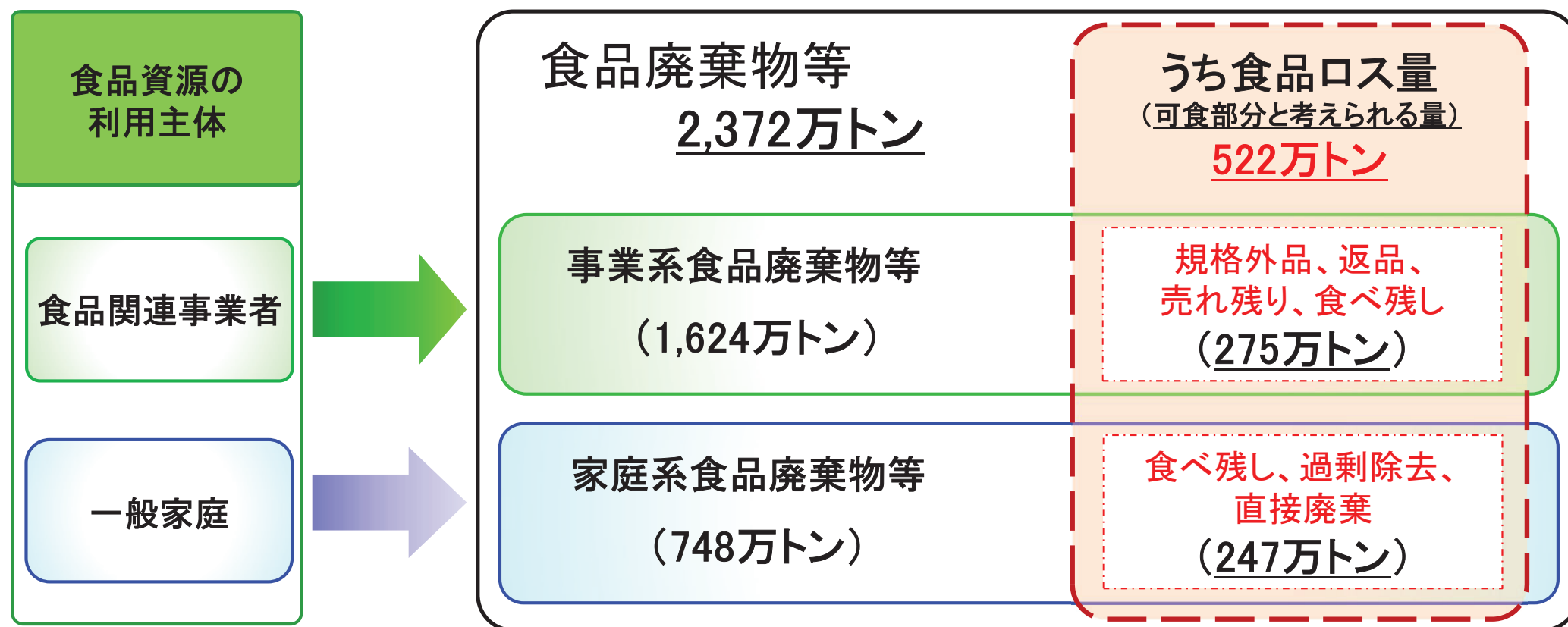
食品廃棄物等の発生抑制に関する目標（2019年度～2023年度）

- ✓ 食品リサイクル法之最優先事項である「発生抑制」について、業種別に目標を設定。
- ✓ 2014年に設定した発生抑制目標値については、9割の事業者が既に目標値を達成。発生抑制をより進める観点から、2019年7月に新たに目標を設定（3業種で新規設定、19業種で引き上げ）。

業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位	業 種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円→ 170kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	麺類製造業	270kg/百万円→ 192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円→ 114kg/百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円→ 2,005kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円→ 114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	363kg/百万円→ 317kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円→ 211kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円→ 177kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円→ 83.3kg/百万円
味噌製造業	191kg/百万円→ 126kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg/百万円→ 154kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	332kg/百万円(～2019年度)→ 278kg/百万円(2020年度～)
ソース製造業	59.8kg/t→ 29.7kg/t	各種食料品小売業	65.6kg/百万円→ 44.9kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	40.0kg/百万円	旅館業	0.777kg/人→ 0.570kg/人
パン製造業	194kg/百万円→ 166kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円→ 76.1kg/百万円	75業種のうち、目標値を設定しない41業種についての考え方 ・17業種：密接な関係をもつ値(売上等)との相関がとれなかった。 ・24業種：食品廃棄物等のほとんどが、製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、産業活動への抑制に直接むすびつく恐れがあることから、業種としては発生抑制目標値の設定になじまないとした。 自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用のさらなる推進に努めることとする。	
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		

○食品廃棄物に占める可食部（食品ロス）

- 「食品ロス」＝ 本来食べられるのに捨てられる食品
- 我が国の食品廃棄物等※は年間2,372万トン、うち食品ロスは522万トン



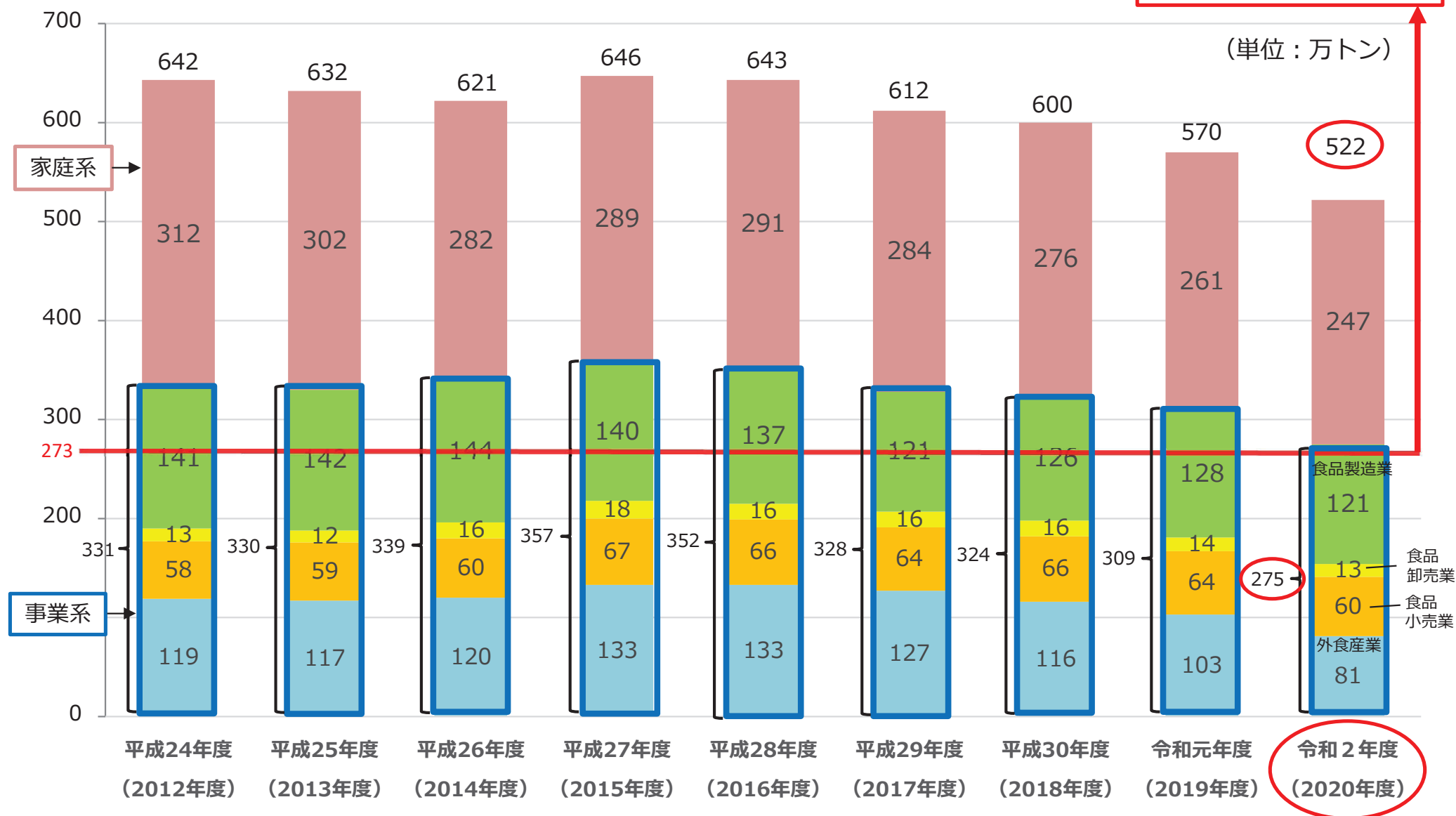
※ 飼料等として有価で取引されるものや、脱水等による減量分を含む。

資料：農林水産省及び環境省「令和2年度推計」

○我が国の食品ロス量の推移

- ✓ 令和2年度の食品ロス量は522万トン、うち事業系は275万トン。
- ✓ いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降、最少値。

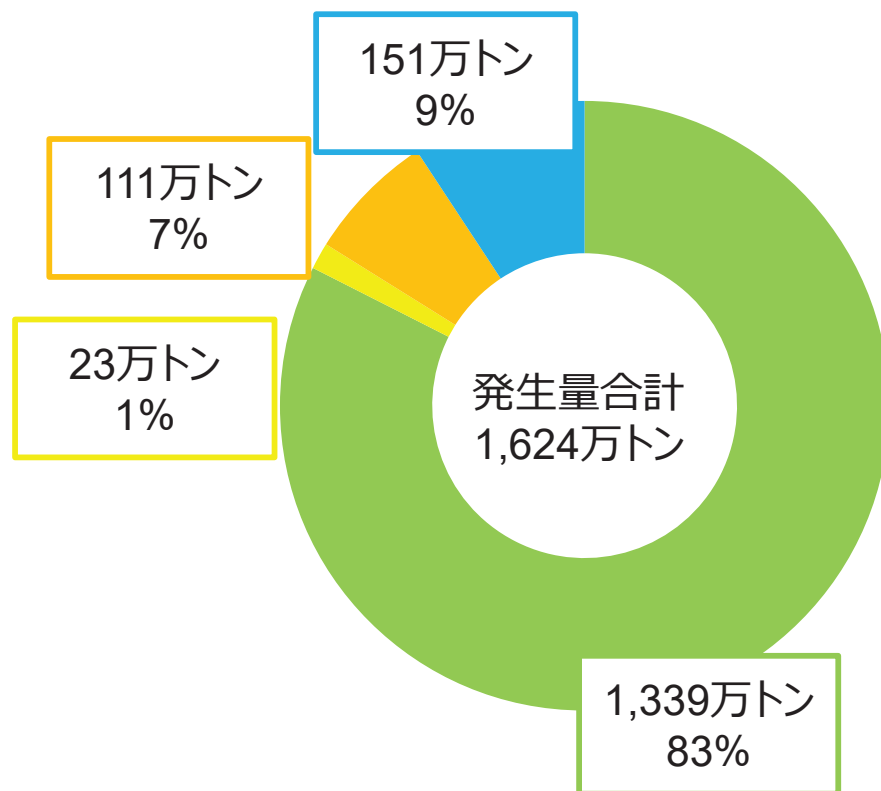
2030年度事業系食品ロス量
削減目標
(273万トン)



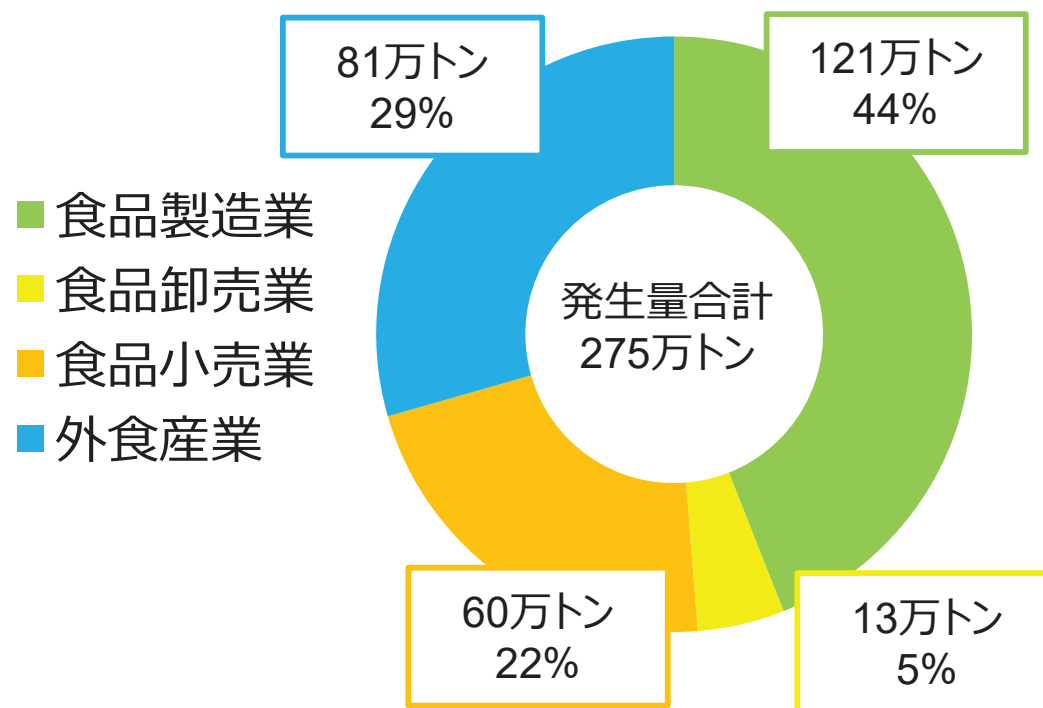
事業系の食品廃棄物等と食品ロスの発生量（令和2年度推計）

- ✓ 食品廃棄物等の発生量は、令和2年度で1,624万トンとなっており、このうち食品製造業が83%を占めている。
- ✓ 可食部の食品廃棄物等の発生量は275万トンとなっており、このうち食品製造業が44%、外食産業が29%を占め大部分となっている。

①事業系食品廃棄物の業種別内訳



②事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

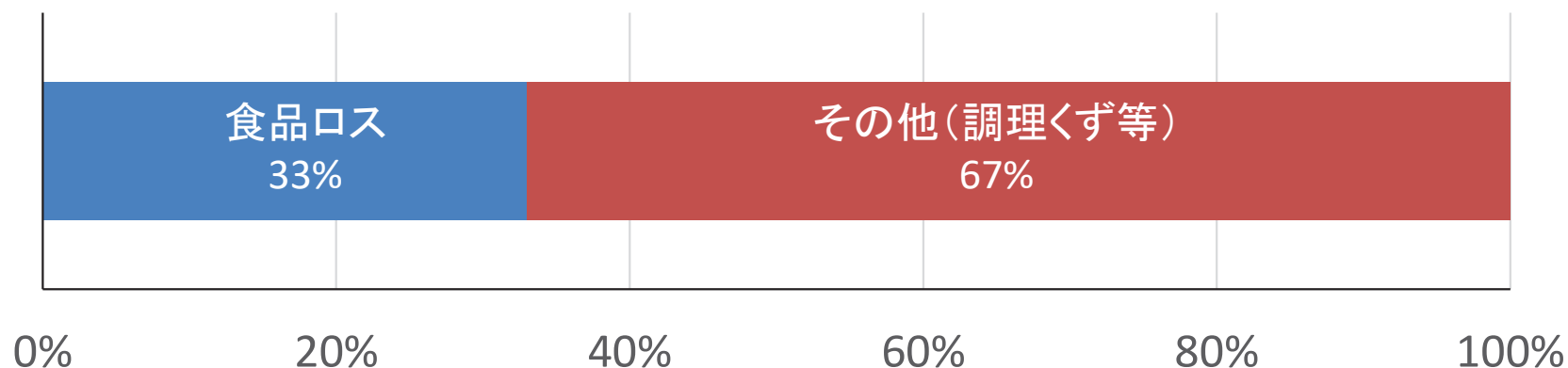


四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

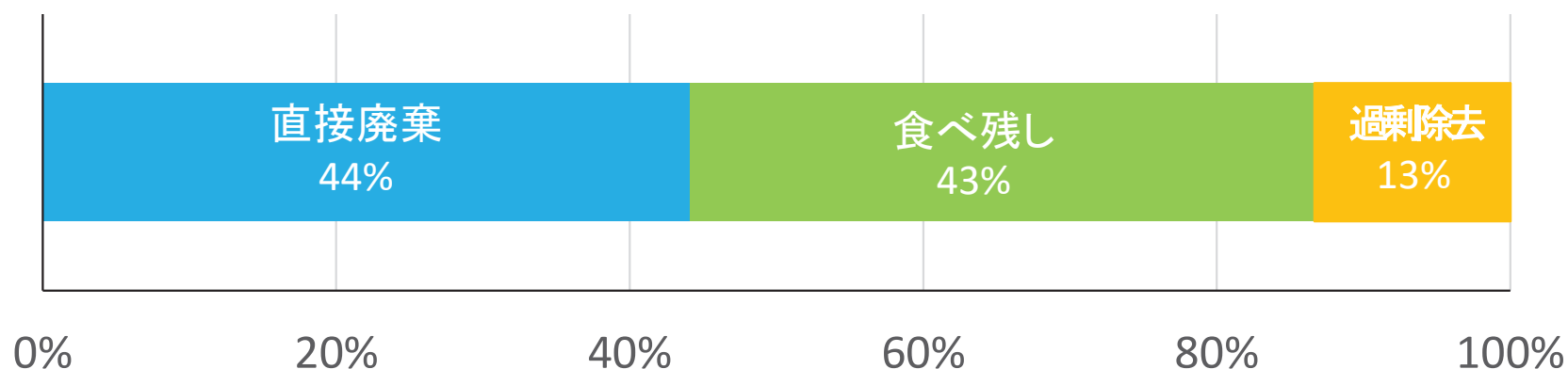
○食品ロスの発生状況と発生要因（家庭系）

- ✓ 家庭から発生する食品廃棄物（生ごみ）のうち、約33%が食品ロス。
- ✓ 家庭からの食品ロスは、直接廃棄（手つかず食品）、食べ残し、過剰除去に分類され、直接廃棄、食べ残しが家庭系食品ロスの大部分を占めている。

①家庭系食品廃棄物中の食品ロスの割合（令和2年度）（出典）環境省資料



②家庭系食品ロスの内訳（令和2年度）（出典）環境省資料

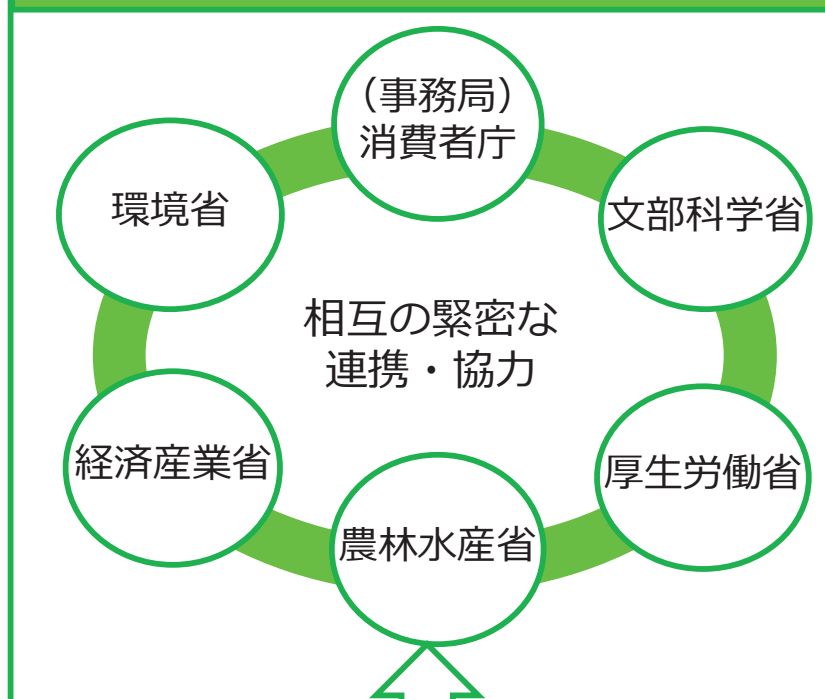


食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議



「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、新たに食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議を設置・開催。

食品ロス削減の推進に関する 関係省庁会議



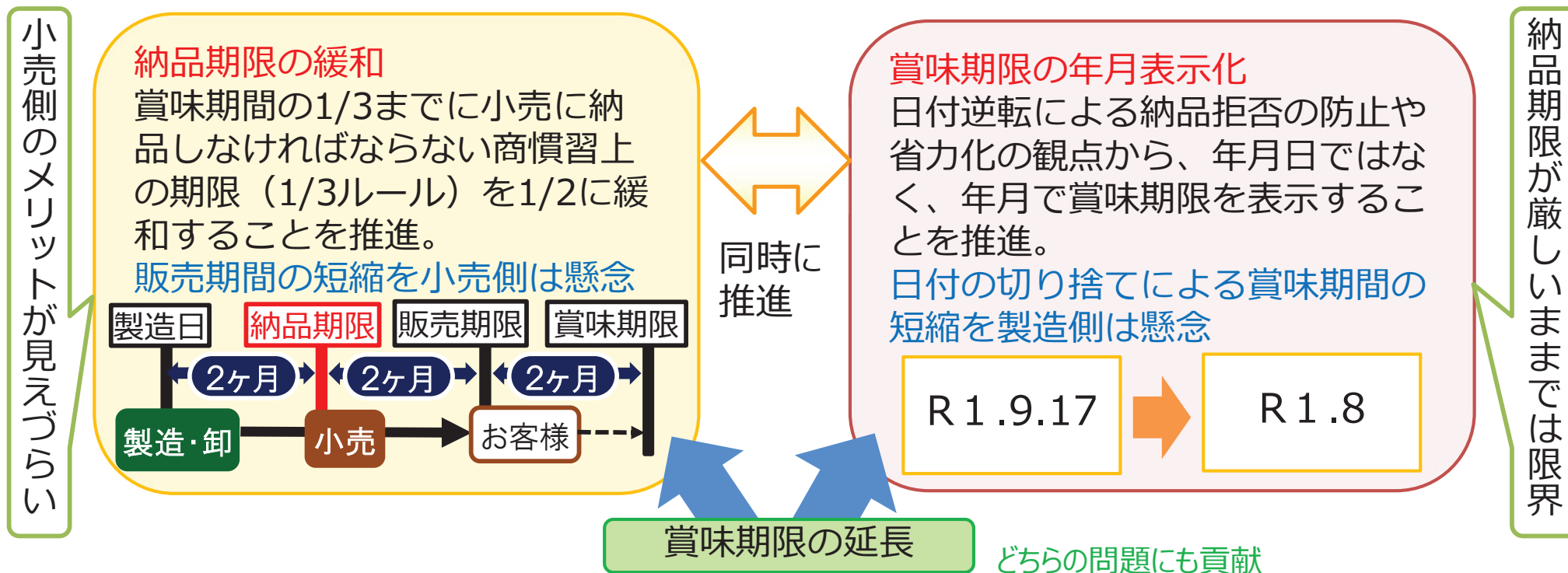
食品ロス削減に関する総合的かつ
実効的な推進

食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議 の構成

議長	消費者庁次長
副議長	消費者庁審議官
構成員	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
	厚生労働省社会・援護局長
	農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
	経済産業省商務・サービス審議官
	環境省環境再生・資源循環局長

納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長の三位一体の取組

- ✓ 常温流通の加工食品は、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。



	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	—	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ ((+) 在庫管理の効率化) ((-) 賞味期間が最大 1 ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)

消費者への啓発（食品ロス削減月間）

- ✓ 小売事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組を後押しするため、食品小売事業者に対して、店舗にて、食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけ。
- ✓ 令和3年10月の食品ロス削減月間に、普及啓発資材等を活用して消費者への啓発活動を実施する小売事業者及び外食事業者、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体を募集し、159事業者及び76自治体の事業者名等を公表。

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/gekkankeihatsu.html)

【啓発資材の例】



(どなたでもダウンロード可能です)



【活用の例】



「てまえどり」の取組が食品スーパー・生協にも拡大！

飲食店等での「食べきり」「持ち帰り」の促進

外食時のおいしく「食べきり」ガイド

(令和元年5月 消費者庁・農林水産省・環境省)

外食時の「食べきり」促進に向けて、
食べ手（消費者）と作り手（飲食店）
双方の理解や実践を更に進めるために、
消費者、飲食店それぞれの留意事項を
整理し、普及啓発。

3010運動で食べきりを促進していきましょう

宴会などでは乾杯後の“30分”とお開き前の“10分”は、席を立たずに
料理を楽しむことにより、食べきりを実践しましょう。

乾杯後とお開き前の時間は、地域特性を踏ま
えて工夫され、各自治体の運動として展開。

〈食べきり運動の自治体例〉

- ▶ 長野県松本市 **3010**運動（30分・10分）
2011年開始。3010運動発祥の地
- ▶ 富山県 **3015**運動（30分・15分）
富山県の最高峰・立山にちなんで運動
- ▶ 栃木県 **15（いちご）**運動（15分・15分）
栃木県産の「いちご」にちなんで運動
- ▶ 千葉県君津市 **328（みつば）**運動（32分・8分）
君津市の花「ミツバツツジ」にちなんで運動

3010運動の進め方

注文の際、
適量を注文しましょう。

乾杯後30分は、
席を立たず、料理を楽しみ
ましょう。

お開き前10分は、
自分の席に戻って、再度、
料理を楽しみましょう。

飲食店等の食品ロス削減のための好事例集

(令和元年10月 農林水産省・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会)

飲食店等における食品ロス削減の事例の横展開

〈例〉元気寿司株式会社

回転レーン上の皿を敬遠する顧客が増えている
(大半注文品) ことから、注文を受けた皿を直接客席
に届ける3段重ねの高速レーンを設置した店舗に変更。



Newドギーバッグアイデアコンテスト

(令和2年10月 環境省・農林水産省・消費者庁・ドギーバッグ普及委員会)

食べ残しを持ち帰る行為のネーミング
として、**mottECO（モッテコ）**を選定。

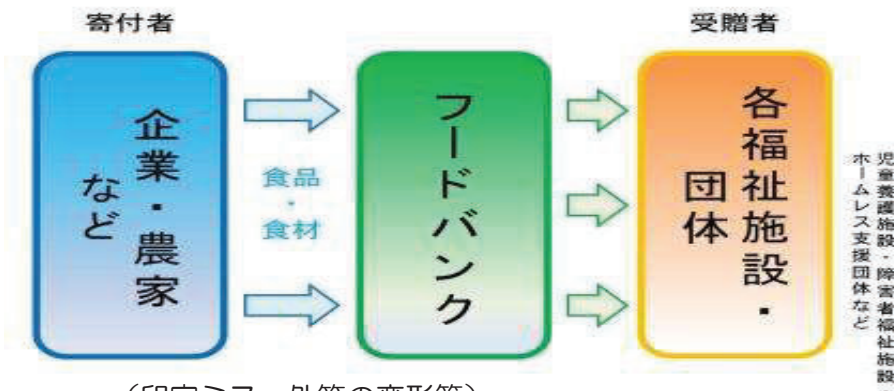


「もっとエコ」
「持って帰ろう」
の意味が込められています

フードバンク活動の推進

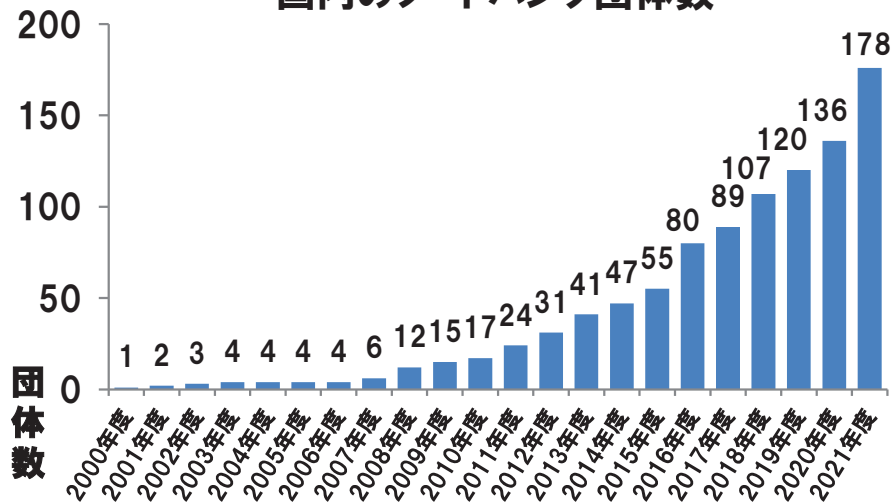
- ✓ 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで178団体が活動)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活困窮者へ食品を届けやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

概要図



(印字ミス、外箱の変形等)

国内のフードバンク団体数



フードバンク活動に対する課題

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりとってもらえないと供給できない。）
- ・衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

フードバンク側の意見

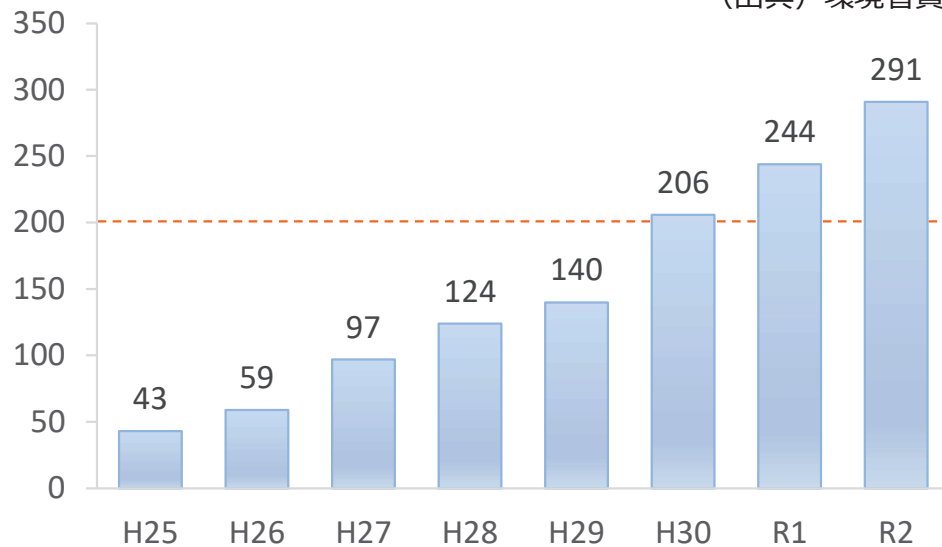
- ・組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

○地方公共団体の食品ロス削減の取組（発生量の実態把握）

- ✓ 平成28年1月に策定した「廃棄物処理法基本方針」において、家庭から排出される食品ロスの発生量を調査している市町村数を、平成30年度に200市町村に増大させる目標を設定。
- ✓ 地方公共団体での食品ロスの実態把握に向け、調査に係る費用の支援のほか、マニュアルや動画で調査手順を解説。

①食品ロスの発生量を調査している市町村数の推移

（出典）環境省資料



②食品ロス削減計画を策定済の自治体数

（出典）消費者庁資料

	令和2年度	令和3年度
都道府県	27	45
政令市	4	9
市区町村	36	100

③環境省による調査支援（平成29年度～）

財政的支援

- 支援実施市区町村数
H29年度：15 H30年度：15 R1年度：14
R2年度：18 R3年度：15
- 支援内容
調査にかかる金額上限50万円

技術的支援

- 家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、含まれる食品ロスを把握する方法について手順書を作成するとともに動画で解説。



「実施計画の検討」、「調査の実施」、「結果のとりまとめ」の3つに分けて解説。合計約15分



○地方公共団体の食品ロス削減の取組（全国的な取組）

- ✓ 平成28年10月10日に、食品ロス削減を目的とした自治体間ネットワークである、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が福井県を事務局として設立。
- ✓ 平成29年より毎年10月に食品ロス削減全国大会を開催。

①全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の設立

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体に参加する協議会

※ 年末年始の忘年会・新年会シーズンにかけて、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの展開などの活動を実施。
（47都道府県、391市区町村が参画（R4.6.1現在）、福井県が事務局）

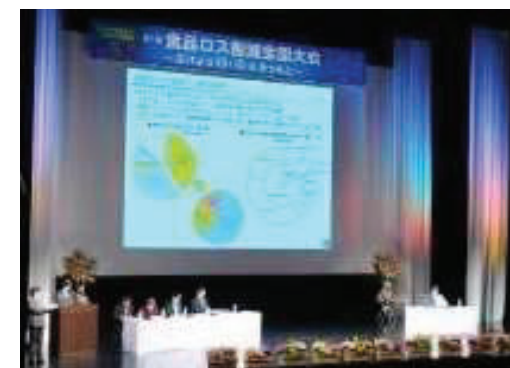


②食品ロス削減全国大会の開催

主催：
先進的な取り組みを行う自治体
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：
環境省、農林水産省、消費者庁

- ◆ 第1回（平成29年）松本市 ひろげよう30・10in まつもと
- ◆ 第2回（平成30年）京都市 「もったいない」をなくそう
- ◆ 第3回（令和元年）徳島市 エシカルでひろげよう
- ◆ 第4回（令和2年）富山県 使い切り 食べきり すっきり エコライフ
- ◆ 第5回（令和3年）豊田市 SDGsで考える食品ロスの削減



○地方公共団体の食品ロス削減の取組（普及啓発等の事例）

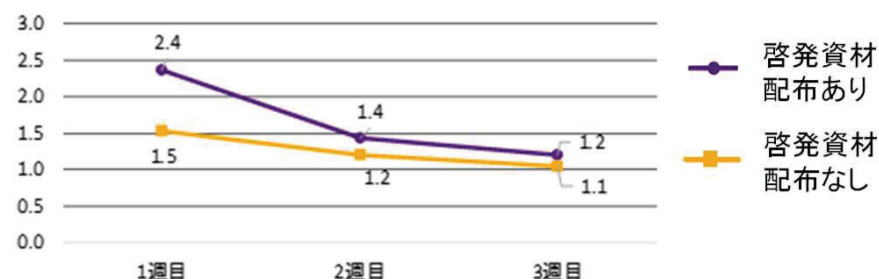
- ✓ 地方公共団体では、廃棄物量の削減の一環として、食品ロスの削減に取り組んでいる。
- ✓ 環境省では、地方公共団体等の普及啓発活動を後押しするため、普及啓発資材を作成。

①食品ロスダイアリー（秋田市、金沢市など）

- 複数の地方公共自治体において、食品ロスダイアリー調査（家庭で発生する食品ロスの量・種類等を毎日記録する調査）を実施。紙の調査票を配布する事例（例：秋田市）のほか、記録用のアプリを使用する事例（例：金沢市）がある。
- 当該調査の実施により、家庭における食品ロスの排出実態を詳細に把握するほか、消費者が食品ロスダイアリー調査に取り組むことによる啓発効果・食品ロス削減効果を確認した。

秋田市（令和2年度） ※3週間実施、124世帯からの回答を集計
食品ロスダイアリー調査の期間中、食品ロスの発生件数は減少した。

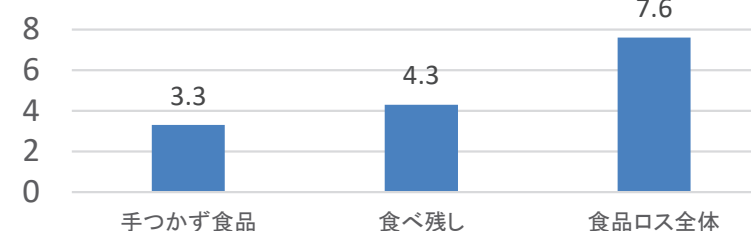
手付かず食品の発生件数の推移（1世帯当たり、件）



（出典）環境省「令和2年度地方公共団体による食品ロス削減・食料リサイクル推進モデル事業」報告書概要版
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/r2tisyokusuisinijigyou.pdf>

金沢市（令和3年度） ※4週間実施、73世帯からの回答を集計
食品ロスダイアリーアプリ*を使用して調査を実施。
期間中、1世帯当たり平均7.6件、752gの食品ロスが発生した。

食品ロスの発生件数（1世帯当たり、件）



* NPO法人ごみじゃぱん食品ロスチームが環境省の研究助成を受け開発。

（出典）金沢市ウェブサイト食品ロスダイアリーモニター調査を実施しました
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gyomuunnai/6_1/19871.html

②地方公共団体等の普及啓発への支援（3010運動POP）

